

学校いじめ防止基本方針

枚方市立楠葉中学校

【制定】平成26年3月3日

【改訂】令和7年4月1日

第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が連携して、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめ防止対策推進法第13条および国立教育政策研究所「いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、また、本校では、「知・徳・体、兼ね備えた生徒の育成をめざす」を重点目標の1つとしており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

【いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)】

2. いじめの定義

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

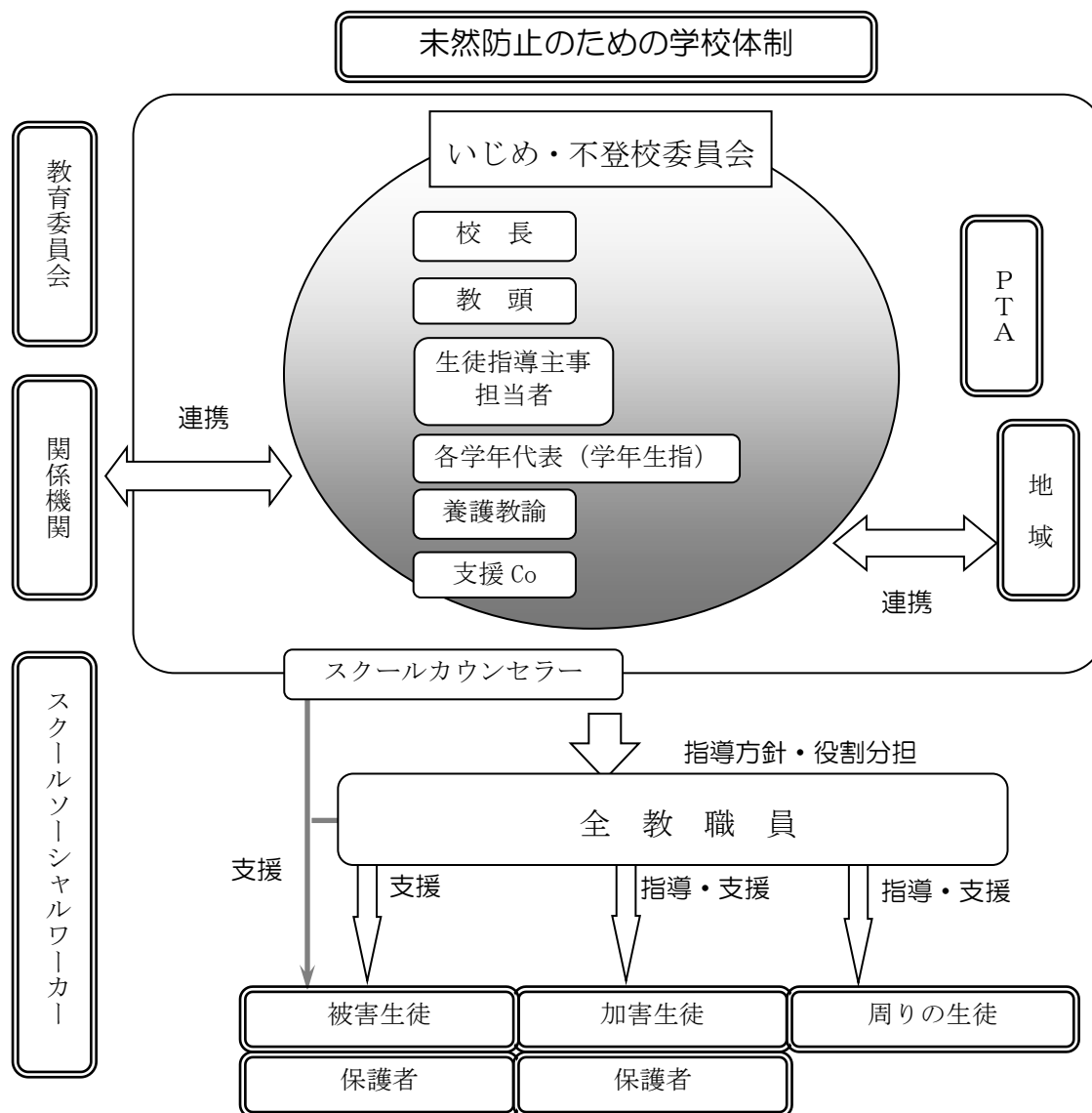
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法22条）

(1)名称「いじめ・不登校委員会」

(2)構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、支援Co



(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画（別紙Ⅰ）

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校委員会は定期的実施し（週1回）、各学期に年3回を基本として生徒へのアンケートを実施して生徒の現状を把握するとともに、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級が中心となり、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

なお、教職員は「組織対応」を基本とし、指導方針を共通理解した上で、役割を明確にして、迅速な対応で進めよう留意する。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 学校は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修の実施や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しては、集会や道徳・学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、道徳教育や人権教育の充実だけでなく、学校行事や体験活動を通して、「自己肯定感・自己有用感」を育む集団づくりを行い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、分かりやすい授業づくりを進めるために授業力向上研修の実施に努める。また、ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動や読書活動を充実させるとともに、スクールカウンセラー等の相談機関について生徒保護者への周知を図る。
- (4) P T Aや地域に協力を求め、体験学習の充実を図り、他人から認められるという実感ができる機会を設定する。また、校内では体育祭や文化祭などの学校行事または学年行事を通して、生徒一人ひとりが活躍できる場を設定し、自己有用感や自己肯定感を育む。
- (5) 生徒会活動や学級代表者会議を推進し、いじめ防止の取り組みを通して生徒自身がいじめの問題を主体的に考える機会を設定する。なお、その際は教師主導ではなく、あくまでも生徒主導の活動になるように留意する。
- (6) S N S等の適切な活用について、各家庭でフィルタリングだけでなく、子どもたちを危険から守るための具体的なルールを作成してもらうよう支援、助言をする。また、外部講師等を招聘し、生徒はもとより、保護者にも考えていただく機会を作るように努める。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり自ら訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 定期的にアンケートを実施し、いじめや問題行動の実態把握に努める。また、日々の生徒との関わりの中での見守りや定期的な教育相談、学期末懇談でも把握に努める。教職員は得た情報の共有に努め日常的に担任、副担任、教科担当、部活動顧問等、複数の教職員で生徒を見守る体制づくりに尽力する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、上記(1)の懇談等の設定とともに、オープンスクールや学級懇談会・保護者説明会等を設定する。また、PTA各種会議等でも連携を図り情報共有を行う。
- (3) 生徒・保護者・教職員がいつでもいじめに関して相談できるように、生徒集会、保護者説明会、職員会議等や学級通信・学年通信・学校だよりを通して、校内の相談機関（相談室、保健室の利用方法）、SCへの相談方法だけでなく、相談機関の利用方法を広く周知し、保護者に協力を呼びかける。
- (4) 教育相談等で得た個人情報については、問題の解決を目的として利用し、必要の範囲内で教職員が共有する。また、法令等に定める場合を除き、事前に本人又は保護者の同意を得ることなく第三者への提供は行わない。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒の心のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じることや行為の悪質さを自覚することが困難なことがある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔やみ、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、大阪府教育庁が作成した「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別紙2）を基本にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) たとえささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為については早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるよう留意する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職・学年主任・学年生徒指導担当教諭・首席・生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじているのか？→加害者・被害者の確認
- いつ・どこで起こったのか？→時間・場所の確認
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？→内容の確認
- いじめのきっかけは何か？→背景と要因の確認
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？→期間の確認

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問・保護者の来校により保護者と直接面会し、丁寧かつ正確に状況説明を行い、今後の指導・連携について理解と協力を求める。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関と相談し対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめが起きた集団に対して、アンケートの実施や当該生徒以外からの聞き取りを行う。その際、事前に被害生徒やその保護者と、指導方針について連携をとりながら進める事とする。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が心身ともに落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

さらに、いじめた生徒からいじめられた生徒への謝罪が行われた後も、担任および当該生徒が所属する教師が中心となり、見守り活動を続け再発防止に努める。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせたうえで、いじめたとされる生徒からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒の聞き取りについては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係の聞き取りをした後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) いじめた生徒の保護者に対して、教職員は十分に話を聞きつつ、同様のことが起こらないよう、今後、当該生徒がどのように学校生活を送るか等、家庭内で十分に話しあっていただけるように支援する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめを見聞きしたら、必ず教職員に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりを大切にする学級経営に努める。さらに学年全体への指導や支援も行い、自分の大切さとともに相手の大切さを認めることができる集団づくりに尽力する。教職員は生徒が他者と関わる中で、自らの力を発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう、個に応じた助言、支援に努める。

残念ながら認知されたいじめ事象については、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。そのうえで、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の人権意識の高揚を図る。同時に教職員の人権意識の高揚をはかるための研修等も実施する。

さらに、日常の教育活動に加え、体育祭・文化祭や宿泊学習・校外学習等の行事を通じ、生徒がよりよい人間関係づくりを学べるよう、教職員は適切な支援に努める。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上への不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の書き込みを確認し、その箇所を保存するとともにいじめ不登校委員会において対応を協議する。そして、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて関係機関と連携して対応する。
- (3) 教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、情報モラルに関する学習を推進する。

第5章 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

①調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」について、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

想定されるケースの例

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ○ 子どもたちが自殺を企図した場合 | ○ 身体に重大な被害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合 など |

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としているが、日数だけではなく子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応する必要があると考える。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告する。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行う。

ア) 学校が主体となる場合

教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

イ) 教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を行う。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係について速やかに調査を進める。

④調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設ける。

ア) 学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ・不登校委員会」が調査を行う。

イ) 教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」を招集し、調査を行う。

⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか。学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることが肝要と考える。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同様の事態の発生の防止を図るものである。

ア) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要である。次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせる。また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要があると考える。

イ) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

⑥調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明する。これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。

(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができる。

再調査についても、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。また、市長はその結果を議会に報告する。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱する。

③再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じる。

第6章 その他

学校の実情にあわせて補則する。

別紙Ⅰ 年間計画

	Ⅰ 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4 月	学級懇談会 地域探索・家庭訪問	学級懇談会 地域探索・家庭訪問	学級懇談会 地域探索・家庭訪問	「いじめ防止基本方針」改訂・ 補足・保護者との情報交流Ⅰ 保護者との情報交流
5 月	SNS講演会 こころのアンケート 学校たのしーと 教育相談	SNS講演会 こころのアンケート 学校たのしーと 教育相談	SNS講演会 こころのアンケート 学校たのしーと 教育相談	SNS講演会 保護者集会 生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
6 月	教育相談 いじめ防止授業	教育相談	教育相談	生徒の情報収集・共有
7 月	学級末個人懇談会	学期末個人懇談会	学期末個人懇談会 デートDV講演会	Ⅰ学期総括
8 月				教職員夏季研修会
9 月				
10 月	こころのアンケート 学校たのしーと 教育相談	こころのアンケート 学校たのしーと 教育相談 非行防止教室	こころのアンケート 学校たのしーと 教育相談 非行防止教室	保護者との情報交流 生徒の情報収集・共有 保護者との情報交流 アンケート集約・分析
11 月	教育相談 人権HR 人権意識調査	教育相談 人権HR 人権意識調査 薬物乱用防止教室	教育相談 人権HR 人権意識調査	生徒の情報収集・共有 保護者との情報交流
12 月	学期末個人懇談	学期末個人懇談	学期末個人懇談	2学期総括・教職員冬季研修会
1 月	性教育	性教育		
2 月	こころのアンケート 教育相談 保護者説明会	こころのアンケート 教育相談 保護者説明会	こころのアンケート 教育相談 保護者説明会	アンケート集約・分析 保護者との情報交流
3 月				3学期総括 「いじめ防止基本方針」見直し

楠葉中学校いじめ対応マニュアル

- ✓ いじめが疑われるような状況に気づいたとき
- ✓ まわりの子どもが、いじめの存在を教えてくれたとき
- ✓ いじめられていると本人が訴えてきたとき

- 積極的な認知
 - ・いじめの定義に基づき、いじめを受けた子どもの心情に寄り添う。

- 一人で抱え込まない
 - ・学年主任や学年生徒指導担当者に報告する。

- 管理職への報告
 - ・学年主任や学年生徒指導担当者は管理職と生徒指導主事に報告する。

- 組織的な対応
 - ・学校いじめ防止基本方針に則り、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応の検討や役割分担をする。

- いじめを受けた子どもに対して
 - ・安全を確保するとともに、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行う。

- いじめを行った子どもに対して
 - ・単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。

- 必要に応じて支援要請・協力要請
 - ・「ひらかた学校支援チーム」等の支援要請や警察等の関係機関に協力要請をする。

- まわりの子どもに対して
 - ・「観衆」や「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを丁寧に理解させる。
 - ・「仲裁者」や「通報者」になるよう丁寧に指導する。

- いじめ解消について
 - ・いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヶ月)止んでいる
 - ・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認する

※上記2つの要件が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、継続して見守る。

情報の収集

報告

学年主任・学年生徒指導担当者

報告

管理職・生徒指導主事

いじめ・不登校委員会

管理職・生徒指導主事・学年生徒指導
支援C○・養護教諭・SC・SSW

聴取

集約

正確な状況把握

子どもへの指導・支援

支援要請

協力要請

ひらかた学校支援
チーム

枚方警察・交野警察・枚方少年サポートセンター・大阪府中央子ども家庭センター・協助力員

スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー

「観衆」・「傍観者」から「仲裁者」・「通報者」への転換

学校全体の取組

- ・担任をはじめ学校全体として「いじめは許さない」「いじめを受けた子どもを絶対に守る」という意思を日常的に丁寧に伝える。休み時間などの安全確保するための見守りなど地道な取組を続け、学校への信頼感を取り戻す。
- ・学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもたちの自己有用感、自己肯定感を高める「成長を促す指導」を実践し、いじめを許容しない雰囲気を高める。

初期対応
(正確な状況把握)

いじめの持続・
継続の防止

再発防止に向けて
まわりの子どもの
エンパワメント

継続した見守り
成長を促す指導

(2) 相談機関

枚方市の主な相談機関

機 関 名	所 在 地		電話番号 アドレス	相 談 日 時 ・ 内 容 等
枚方市 人権政策課	枚方市 大垣内町 2-1-20	いじめ 相談窓口	☎072-841-1656 ijime@city.hirakata. osaka.jp	いじめ相談専用電話 月～金 9:00～17:30 面談希望の場合は事前連絡を
枚方市 教育委員会	枚方市 車塚 1-1-1 輝きプラザ きらら		072-809-7867	いじめ専用ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） こども・保護者対象の電話相談
			072-809-2975	教育安心ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） こども・保護者・教職員対象の電話相談
まるっと こどもセンター	枚方市岡東町 19-1 ステーションビル枚方 OFFICE A 6F	家庭児童相談	072-841-1124	子育て、親子関係、学校のことなど、 18歳未満の子どもに関する相談 月～金 9:00～17:30 （土日・祝日及び年末年始を除く）

その他の主な相談機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	相 談 日 時 ・ 内 容 等
大阪府 枚方少年 サポートセンター	枚方市岡東町 19-1 ステーションビル枚方 OFFICE B 8F	072-843-2000	青少年問題に関する相談 月～金 9:15～17:30 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。
大阪府 中央子ども 家庭センター	寝屋川市 八坂町 28-5	072-828-0161	子どもや家庭についての相談、 おおむね 25 歳までの青少年についての相談 月～金 9:00～17:45 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます。 電話または来所
大阪府教育 センター すこやか 教育相談	大阪市 住吉区苅田 4-13-23	下記参照	不登校、家庭における子育て、しつけ、学級経営、 進路などについての相談 月～金 9:30～17:30（祝日・年末年始は除く） 児童精神科医、臨床心理士、教員経験者などが相談 を受けます。 Eメール相談・FAX 相談は 24 時間窓口設置 面接相談は学校を通して事前の予約必要

【大阪府教育センターすこやか教育相談】

- ◎ 子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話06-6607-7363 Eメール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp